

長野県介護テクノロジー定着支援事業補助金実施要領

令和 8 年（2026 年） 7 月 22 日 8 介第 408 号制定

1 目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護現場における生産性の向上は喫緊の課題である。ついては、介護施設における業務負担軽減や効率化に資する介護テクノロジーの導入に係る経費を補助し、介護現場の生産性向上を図る。

2 補助対象者

交付の対象者は、県内に所在する次の介護事業所・介護施設等を運営する者とする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む）
- (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づき届け出又は認可を受けた養護老人ホーム、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき届け出又は許可を受けた軽費老人ホーム

3 補助対象事業

対象となる事業は、次の各号に定める介護テクノロジー等（それぞれ当該各号に掲げる要件等を満たすものに限る。）の導入に係る事業とする。

(1) 介護テクノロジー等の導入支援

ア 「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。）において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。

（掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>）

イ 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を対象とする。

《介護ソフト定着促進費用の例》

- ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末（リース費用含む））
- ・介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、

- ・アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
- ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等

ウ その他

アによらず、下記（ア）および（イ）に該当する機器等を対象とする。

（ア）「TAIS」に掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同水準と知事が判断した機器等

（イ）介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等

《「その他」と認められる例》

- ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）等

（２）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

３（１）アの介護テクノロジー及びウ（ア）の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジーまたは「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる３（１）アのテクノロジー及びウ（ア）の機器等を導入する場合の支援を行う。

《介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例》

- ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・介護ソフト＋インカム 等

（３）導入支援と一体的に行う業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受ける場合、支援を受けるための費用を補助対象とする。ただし、メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としないこととする。

[留意事項]

- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ・３（１）アのテクノロジー及びウ（ア）の機器等（介護ソフトを除く）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする

ことができる。併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して下記４（１）ア表１に定める１台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。３（２）のパッケージ型導入支援においては基準額の範囲内で付帯費用を対象とする。また、通信費は上記経費には含まないこととする。

《機器等の導入に付帯して必要となる経費の例》

- ・介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
 - ・介護ソフト以外の介護テクノロジーの導入に伴って導入する PC、タブレット端末等
-
- ・ 介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点からテレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレット等を利用すること等は差し支えない。
 - ・ 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できれば補助対象とする。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。
 - ・ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加え下記アを要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記イを要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護医療院サービスをいう。
- ア 公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査」の結果において、
- （１）「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、
 - （２）中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

イ 厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム（LIFE）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html に掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。
 ≪ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP≫
 （掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>）
 ≪厚生労働省 介護ソフトの機能調査≫
 （結果掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>）

4 補助額

補助対象となる介護事業所等ごとに、次の（１）から（３）により算出された額の合計額を補助額とする。ただし、１事業所あたりの補助上限額は 1,015 万円とする。

（１）介護テクノロジー等の導入支援

ア 介護テクノロジー等

表１の１欄に定める区分ごとに、実支出額に補助率 5 分の 4 を乗じて算出した額と、２欄に定める基準額を比較したうえで少ない方の額を補助額とする。ただし、１事業所あたりの補助上限額は 500 万円とし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

表１（介護テクノロジー等）

1 対象機器等	2 基準額	3 １事業所あたりの上限額	4 補助率
・TAIS で「移乗支援（装着型・非装着型）」、「入浴支援」に掲載されているテクノロジー ・TAIS で「介護業務支援」に掲載されているインカム ・３の（１）ウ（ア）で示す機器等のうち、TAIS で「移乗支援（装着型・非装着型）」、「入浴支援」に掲載されているテクノロジーと同水準の	1 機器につき 100 万円	500 万円	$\frac{4}{5}$

機能と知事が判断する機器 ・ 3 の（１）ウ（ア）で示す機器等のうち、TAIS で「介護業務支援」に掲載されているインカムと同水準の機能と知事が判断する機器 ・ 3 の（１）ウ（イ）で示す機器等のうちバックオフィスソフト以外			
・ 3 の（１）アで示すテクノロジーのうち上記以外のもの 又は 3 の（１）ウ（ア）で示す機器等のうち上記以外のもの	1 機器につき 30 万円		

イ 介護ソフトおよびバックオフィスソフト等

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約で、介護ソフトおよびバックオフィスソフトのみを導入する場合は表 2 の 1 欄に定める区分ごとに、実支出額に補助率 5 分の 4 を乗じて算出した額と、2 - ①に示す基準額を比較し、少ない方の額を補助額とする。PC・タブレット・環境整備等の経費とあわせて導入する場合は 1 欄に定める区分ごとに、実支出額に補助率 5 分の 4 を乗じて算出した額と、2 - ②に示す基準額を比較し、少ない方の額を補助額とする。それ以外の契約の場合は一律 250 万円、PC・タブレット・環境整備等の経費とあわせて介護ソフトを導入する場合は一律 265 万円を基準額とし、実支出額に補助率 5 分の 4 を乗じて算出した額と比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和 8 年度中に「ケアプランデータ連携システム」により 5 事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に 5 万円を加算することとする。

表 2（介護ソフトおよびバックオフィスソフト）

1 職員数※	2 - ① 基準額 (介護ソフト及びバックオフィスソフトのみ導入)	2 - ② 基準額 (2 - ①のテクノロジーに加え、PC、タブレット、Wi-Fi 等も一緒に導入する場合)	3 補助率
1 名以上 10 名以下	100 万円	115 万円	$\frac{4}{5}$
11 名以上 20 名以下	150 万円	165 万円	
21 名以上 30 名以下	200 万円	215 万円	
31 名以上	250 万円	265 万円	

※ 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけではなく、ICT の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 2 条第 8 号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）として差し支えない。

（2）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

3（2）で示す補助対象経費の実支出額の合計に 5 分の 4 を乗じた額と、1,000 万円（介護ソフトの導入と合わせて 3（1）イの支援を活用する場合は 1,015 万円）を比較して、少ない方を補助額とする。

ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（3）導入支援と一体的に行う業務改善支援

3（3）で示す補助対象経費の実支出額の合計に 5 分の 4 を乗じた額と、48 万円を比較して、少ない方を補助額とする。

ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 補助要件等

次の各号に掲げる要件等について、いずれも満たすことを補助要件とする。

（1）導入支援と一体的に行う業務改善支援

3（1）及び（2）により介護テクノロジー等を導入する介護事業所等は、長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター主催の「生産性向上の取組に関する研修会」や、厚生労働省主催の「介護現場の生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」および「デジタル中核人材養成研修」での研修（いずれもオンデ

マンド配信の視聴も可) を受けること。

なお、3 (3) のとおり、生産性向上に係る支援について、知識・経験を有する第三者から介護テクノロジーの導入に際し評価及び助言等の支援を受ける場合も要件を満たすこととする。

(2) 業務改善計画の作成

補助を受ける介護事業所等は、厚生労働省が発行する次の資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターに相談するものとする。

ア「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

イ「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き」

ウ「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」

エ「介護ロボット等のパッケージ導入モデル」

オ「介護現場で活用されるテクノロジー便覧」

(3) 業務改善に係る効果の報告

補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において5 (2) で定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告すること。

(4) 科学的介護情報システムの情報収集

補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ)) による情報収集に協力すること。

(5) 「SECURITY ACTION」の宣言

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策 (一つ星又は二つ星) を講じていることを宣言すること。

(6) 効果検証事業等への協力

補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)

(7) 業務の改善・効率化に係る還元・周知

本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

(8) 委員会の設置

下記表 3 に掲げるサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

表 3（「委員会設置」対象サービス）

サービス区分
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同者生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
地域密着型介護老人福祉施設
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院

(9) ケアプランデータ連携システムの利用

下記表 4 に掲げるサービスについては、令和 8 年度内に、「ケアプランデータ連携システム（「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス）の利用を開始すること。「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。

表 4（「ケアプランデータ連携システム利用開始」対象サービス）

サービス区分
訪問介護 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護（老健、病院等、医療院） 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 特定施設入居者生活介護（短期利用） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） 認知症対応型共同生活介護（短期利用） 居宅介護支援 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用） 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用） 介護予防支援 訪問型サービス（みなし）、（独自）、（独自/定率）、（独自/定額） 通所型サービス（みなし）、（独自）、（独自/定率）、（独自/定額）

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 22 日から施行し、令和 8 年度の事業から適用する。